イ　１回目
⑴　１門照射又は対向２門照射を行った場合　840点
⑵　非対向２門照射又は３門照射を行った場合　1,320点
⑶　４門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合　1,800点
ロ　２回目
⑴　１門照射又は対向２門照射を行った場合　420点
⑵　非対向２門照射又は３門照射を行った場合　660点
⑶　４門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合　900点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。
２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、１回の線量が2.5Ｇｙ以上の全乳房照射を行った場合は、１回線量増加加算として、460点を所定点数に加算する。
３　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）
イ　１回目　3,000点
ロ　２回目　1,500点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射線治療を実施した場合に算定する。
注１　疾病、部位又は部位数にかかわらず、１回につき算定する。
２　術中照射療法を行った場合は、患者１人につき１日に限り、5,000点を所定点数に加算する。
３　体外照射用固定器具を使用した場合は、1,000点を所定点数に加算する。
４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）による体外照射（２のイの⑶若しくはロの⑶又は３に係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導放射線治療加算として、患者１人１日につき１回に限り300点を所定点数に加算する。
５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、体外照射呼吸性移動対策加算として、150点を所定点数に加算する。
Ｍ００１－２　ガンマナイフによる定位放射線治療　50,000点
Ｍ００１－３　直線加速器による放射線治療（一連につき）
１　定位放射線治療の場合　63,000点
２　１以外の場合　8,000点
注１　定位放射線治療のうち、患者の体幹部に対して行われるものについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　定位放射線治療について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、定位放射線治療呼吸性移動対策加算として、所定点数に次の点数を加算する。
イ　動体追尾法　10,000点
ロ　その他　5,000点
Ｍ００１－４　粒子線治療（一連につき）
１　重粒子線治療の場合　150,000点
２　陽子線治療の場合　150,000点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　別に厚生労働大臣が定める患者に対して粒子線治療を行った場合は、所定点数の100分の25に相当する点数を加算する。
３　粒子線治療の適応判定体制に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、粒子線治療の適応判定に係る検討が実施された場合には、粒子線治療適応判定加算として、40,000点を所定点数に加算する。
４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を担当する専従の医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、粒子線治療医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。
Ｍ００２　全身照射（一連につき）　30,000点
注　造血幹細胞移植を目的として行われるものに限る。
Ｍ００３　電磁波温熱療法（一連につき）
１　深在性悪性腫瘍に対するもの　9,000点
２　浅在性悪性腫瘍に対するもの　6,000点
Ｍ００４　密封小線源治療（一連につき）
１　外部照射　80点
２　腔内照射
イ　高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合　10,000点
ロ　その他の場合　5,000点
３　組織内照射
イ　前立腺癌に対する永久挿入療法　48,600点
ロ　高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合　23,000点
ハ　その他の場合　19,000点
４　放射性粒子照射（本数に関係なく）　8,000点
注１　疾病、部位又は部位数にかかわらず、一連につき算定する。
２　使用した高線量率イリジウムの費用として、購入価格を50円で除して得た点数を加算する。
３　使用した低線量率イリジウムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
４　前立腺癌に対する永久挿入療法を行った場合は、使用した線源の費用として１個につき630点を加算する。ただし、この場合において、注６の加算は算定できない。
５　食道用アプリケーター又は気管、気管支用アプリケーターを使用した場合は、それぞれ6,700点又は4,500点を所定点数に加算する。
６　使用した放射性粒子の費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
７　使用したコバルトの費用として、購入価格を1,000円で除して得た点数を加算する。
８　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導密封小線源治療（ＩＧＢＴ）（２のイに係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき300点を所定点数に加算する。
Ｍ００５　血液照射　110点
第２節　特定保険医療材料料